

白河市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱

平成26年白河市告示第105号

改正

令和4年8月22日要綱第27号

令和5年3月28日要綱第59号

令和6年3月22日要綱第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅への耐震化対策を促進し、居住の安全と安心を確保するため、白河市内に存する耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う当該住宅の所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」又は「精密診断法」により、地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項第1号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準（建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号をいう。）
- (3) 耐震強度が不足している木造住宅 次に掲げる要件に全て該当する木造住宅をいう。
 - ア 専用住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）であるもの
 - イ 工事の着手が昭和56年5月31日以前で、かつ、在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等による木造3階建て以下の既存不適格住宅であるもの
 - ウ 昭和56年6月1日以後に、増改築（構造的に分離した増築は除く。）を行っていない住宅
 - エ 平成25年8月1日付けの福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの

- (4) 上部構造評点 建築物の各階、各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- (5) 一般耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に補強又は改修する工事をいう。
- (6) 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に補強又は改修する工事をいう。
- (7) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を地震時の倒壊から住宅所有者等の命を守ることを目的に行う部分的な居室の補強又は改修工事で、福島県知事が定める技術基準に適合させる工事をいう。
- (8) 現地建替工事 耐震診断の結果、耐震性のない住宅を解体し、同じ敷地内に現行基準に合った住宅を新築する工事をいう。ただし、避難路沿道等に存するものに限る。
(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 個人であること。
- (2) 市税の滞納をしていないこと。
- (3) 当該住宅所有者又はその所有者と同一世帯に属する者であること。
- (4) 当該住宅に居住している又は工事完了後に居住する見込みがあること。

(補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費は、市内に存する木造住宅のうち、次の各号に掲げる要件に全て該当する耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修工事（耐震改修に伴い必要となる内外装工事等を含む。以下同じ。）に要した費用とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、同法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属するものが耐震改修設計及び工事監理を行った耐震改修工事であること。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日が属する年度のおおむね2月末日までに第9条に規定する実績報告書を提出することができる耐震改修工事であること。
- (3) 耐震診断を行った耐震診断者及び耐震改修設計を行った建築士の所属する建築士事務所（当該建築士事務所の開設者等が関係する建設会社等を含む。）が施工しない耐震改修工事であること。
- (4) 第7条に規定する交付決定通知書の通知の日以降に契約及び着手した耐震改修工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、以前にこの要綱の規定による補助金の交付を受けて耐震改修工事を行った住宅については、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一般耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ100万円以

内の額

- (2) 簡易耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ60万円以内の額
- (3) 部分耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ60万円以内の額
- (4) 現地建替工事 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ100万円以内の額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請は、同項の規定にかかわらず白河市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 工事着手前の写真(建物全景写真及び改修箇所写真)
- (3) 木造住宅耐震診断報告書の写し
- (4) 耐震改修設計時の耐震改修計算書等の写し
- (5) 耐震改修前の図面及び耐震改修後の図面(部分詳細図等も含む)
- (6) 耐震改修設計を行った建築士の免許証の写し
- (7) 工事見積書の写し(全体工事費及び耐震改修工事費がわかる内訳書)
- (8) 市税の納付状況の調査に対する同意書(第2号様式)
- (9) 住民票(世帯票)その他対象住宅に自ら居住していることを証する書類
- (10) 登記事項証明書その他の対象住宅の所有者であることを証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、白河市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定(却下)通知書(第3号様式)により、補助金の交付の申請をした者に通知する。

(変更承認の申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該交付決定後において、事業内容及び補助金額を変更する場合は、白河市木造住宅耐震改修支援事業補助金変更交付申請書(第4号様式)を、市長が別に指示する日までに提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その内容等を審査し、適当と認めるときは、白河市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付変更決定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

3 規則第10条第1項の規定に基づき中止及び廃止の承認を受けようとする場合は、同

項の規定にかかわらず白河市木造住宅耐震改修支援事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第16条の規定による実績報告は、同項の規定にかかわらず白河市木造住宅耐震改修支援事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度のおおむね2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 耐震改修の実績結果として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第6項の規定に基づく証明書（固定資産税額の減額措置を受けるための証明書）の写し
- (2) 前号の証明書を発行した建築士の免許証の写し
- (3) 耐震改修工事請負契約書等の写し
- (4) 工事完成の写真及び工事中の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、白河市木造住宅耐震改修支援事業補助金確定通知書（第8号様式）により当該補助事業者に通知する。

（補助金の交付の請求）

第11条 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、白河市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付請求書（第9号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しを行ったときは、白河市木造住宅耐震改修支援事業補助金取消通知書（第10号様式）により補助事業者に通知する。

（書類の提出部数）

第13条 この要綱による申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月22日要綱第27号）

この要綱は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月28日要綱第59号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の補助金の交付について適用する。

附 則（令和6年3月22日要綱第62号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。